倶楽部たより　2019.1

つるま法律倶楽部

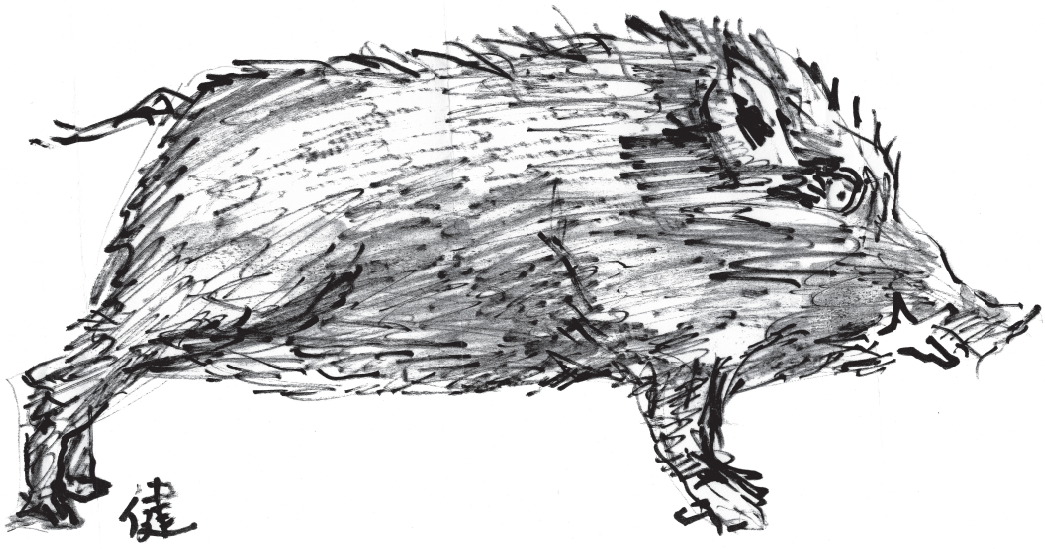

書「迎春万歳」新年から万歳できれば縁起がいい。　長束美秀さん
絵 武藤健吾さん

新年明けましておめでとうございます。

いろいろな出来事があった平成が終わります。次はどんな未来が待つのでしょう。

各国毎に建国の精神と誇りがあるようです。米の独立宣言と憲法、仏の革命と人権宣言、…。もしわが国の建国の精神を求めるとすれば、天皇君主制と封建制や第二次世界大戦への強烈な反省の中で制定された現行日本国憲法の中にあるでしょう。「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」、いつもここに立ち戻って考え直してみることは立憲主義の要請でもあります。

近年、国会論争や国民世論が軽視される等、民主主義（国民主権）が崩壊してゆくように見えます。働く国民の健康や生活が脅かされ、人間的生存権（全ての人権の促進、保障、発展が実現されることを含む）が危機です。安保法制の成立によって平和主義の一角が既に損なわれています。

戦後希代の専制君主的政権が終わりを告げ、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の実現を目指すような社会、わが国建国の精神が満ち溢れる日々が訪れる…新年にあたり、そんな次代を夢みたい。

弁護士　小　島　高　志

民法相続法制の改正と施行

弁護士　小　島　高　志

高齢化社会の進展、家族の多様化、遺産分割トラブルの急増等がみられます。昨年７月６日民法相続関係法制等が改正されました。施行日は以下のとおりです。

① 2019・１・13　自筆証書遺言方式の緩和
② 2019・７・１　原則的施行日（①③④を除く）
③ 2020・４・１　配偶者居住権
④ 2020・７・10　法務局の遺言保管制度

早急な対応が求められます。

【自筆証書遺言の方式の緩和】 2019年１月13日施行

遺言の方式の一つである自筆証書遺言は全文を自署する必要があり、財産を漏れなく正確に書く必要がありました。

> ※ 遺言書と一体のものとして添付する財産目録については自署を要しなくなります。この場合、目録の各ページに署名し、押印する必要があります。
>
> ✎ 目録をパソコン等で作成したり代筆してもらってもよく、登記事項証明書や通帳その他の写しを添付してもよいことになります。

【自筆証書遺言保管制度の発足】 2020年７月10日施行

自筆証書遺言は、比較的簡便で秘密性の高い方式ですが、紛失、隠匿、改ざん等の危険が高く、紛争も多発しがちです。また遺言者死亡後に、家庭裁判所で「検認」という手続きをしなければ遺言を実現できません。

> ※ 法務局が自筆証書遺言の方式を確認したうえで保管してくれるようになります。法務局に保管しておいた自筆証書遺言は「検認」手続きが不要です。

【配偶者の居住権の確保】 2020年４月１日施行

> ※ 被相続人の遺産に居住している配偶者に「配偶者居住権」が創設されました。
>
> ※ 長期居住権（原則として終生にわたり保障される）と遺産分割協議成立まで等の短期居住権があります。
>
> 付※ 婚姻期間２０年以上の夫婦間の居住用建物・敷地の遺贈・生前贈与は持戻し免除の意思表示があったと推定されます。
>
> ✎ 配偶者居住権が成立する要件、その財産的評価、対抗要件、使用収益権、当該建物の修繕権限、費用負担、権利の消滅事由等について新たな規定ができました。配偶者の居住確保配慮措置の結果、具体的相続分に大きな変化が生じます。

【預貯金債権の仮払い制度の創設】 2019年７月１日施行

被相続人の死亡によって遺産たる預貯金は相続人全員が同意しなければ払い戻すことができません。しかし、葬儀費用、家族の当面の生計費、債務の支払い等のため、当面の資金が必要になることがあります。

> ※ 相続人は、裁判所の判断を経ないで、一定の金額を払い戻すことができます。
> 払戻可能限度額は、（預貯金総額）×（１／３）×（自分の法定相続分）です。
> 金融機関毎の払い戻し可能額の上限は１５０万円です。
>
> ✎ これ以上の額を払い戻す必要がある場合は家庭裁判所に申立をします。

【相続人以外の親族の貢献に対する特別寄与制度の創設】2019年７月１日施行

従来、被相続人の財産の維持や増加に相続人が寄与した場合、その相続人には寄与分が認められました。今改正は、相続人以外の親族の特別寄与制度を設けました。

- 被相続人に対して無償で療養看護その他の労働の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の貢献をした被相続人の親族は、特別寄与に応じた額の金銭を請求することができます。
- 寄与分の存否、範囲に争いがある場合は、家庭裁判所に対して寄与の金額を定めてもらうことができます。この申立は相続の開始及び相続人を知ったときから６か月以内にしなければなりません。
- 夫死別後にその親の面倒を看た妻、多大の援助、貢献した親族には朗報でしょう。

【相続の効力について】2019年７月１日施行

相続の効力について多方面から見直しが行われました。ここでは一つだけ示します。

- 相続による権利の承継は、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ第三者に対抗できない（＝権利の主張ができない）こととされます。
- 従来の考え方を改め、「対抗要件主義」が採用されました。相続した権利も登記、登録その他対抗要件を備えなければ行使できなくなります。非常に重要な改正点といえます。

【遺留分制度の見直し】2019年７月１日施行

遺留分は兄弟姉妹以外の相続人に対して最低限保障される相続分です。算定方式その他について見直しが行われました。詳細は別の機に譲り一つだけ示します。

- 金銭の請求だけが可能となりました。
- 従来、遺留分の権利行使は遺留分減殺請求といわれました。考え方が大きく変わり、今後は遺留分侵害額請求といわれるでしょう。対応の変化を迫る重要点です。

【その他】2019年７月１日施行

上記以外にも【遺言執行者の法的地位と権限の明確化】【一部遺産分割の可能性】【分割協議成立前に処分された遺産の取り扱い】【遺贈の担保責任】【特別受益に関する問題】等々の重要な改正点があります。

当事務所は、改正の内容を理解し対策を立てていただけるよう、トピックを本通信でお伝えする外、学習会や相談会を企画しています。

今回の改正を機に、遺言や相続について見直しをされるようお勧めします。

学習会「改正相続法　何がどう変わる？どう備える？」

日時　１月２３日（水）午後１時３０分～３時３０分

場所　名古屋市高齢者就業支援センター　４階　第２研修室

学習会終了後、個別相談会もあります。詳細は同封のチラシをお読み下さい。

子どもの権利３

弁護士　石　塚　　徹

１　子どもの虐待という言葉が社会問題になって久しい。私の記憶では、２０年余前だろうか？子どもの生命・人格が軽んぜられて痛ましい。

それまでは、「児童福祉法」という敗戦直後の昭和２２年に成立した法律だけで対応していたところ、平成１２年に「児童虐待の防止等に関する法律」（いわゆる児童虐待防止法）が成立した。しかし、虐待の件数は増加の一途をたどり、これらの法律は頻繁に改正され続けている。児童相談所の権限はどんどん強化されてきている（ただ、職員数が少なくて対応しきれないよう）。

２　児童虐待防止法は、児童虐待の定義を４つ定めている。身体的虐待、性的虐待、育児放棄（ネグレクト）、心理的虐待である。心理的虐待には「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」（いわゆるＤＶ）も挙げられている。

児童虐待防止法ができて、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は児童相談所等へ速やかに通告しなければならないとされた。この通告義務の規定によって、それまで報復を恐れて通告をためらい見過ごされたケースが減少し、虐待が顕在化したと思われる。通告すべきかどうかためらう人は、通告義務があるからと一歩踏み出す必要がある。

３　児童虐待は、強い者が弱い者に向かってなされるものと思われがちだが、はたしてそうか？

虐待の定義にある４つの虐待は、どれも深刻である。正視に耐えられなかったり、虐待する大人を「鬼畜」と形容した報道もある。

しかし、私の経験した虐待ケースは、どれも加害者は弱い人間だとしか思えなかった。あえて単純化して言えば、社会の中で報われない大人といって過言ではないと思う。その大人一人を悪者にすれば済むというものではない。

したがって、社会に必要なことは、虐待された児童のケアだけでなく虐待した大人のケアの体制をつくることだと考える。

（この後者のケアにつき、信田さよ子著「加害者は変われるか？」筑摩書房）

法律豆知識　**離婚により子どもの「姓（氏）」はどうなる？**

離婚に際し未成年の子どもがいる場合は、親権者を定めて離婚届に記載する必要があります。夫（父親）の姓を選択していた夫婦が、妻（母親）を親権者として離婚した場合、妻（母親）の姓は婚氏続称の届けを出さない限り旧姓に戻りますが、それだけでは子どもの姓は母親の姓にはなりません。子どもの姓を父親から母親の姓に変えるためには、家庭裁判所に子どもの「氏の変更許可」を申し立てなければなりません。

約120年ぶりの民法大改正で私たちの生活はどう変わる??

弁護士　廣　田　真　紀

２０１７年５月２６日、民法の一部を改正する法律が参院本会議で可決、成立しました。これにより契約に関するルールが民法制定以来、大幅に変わります。
２０２０年４月１日に施行される今回の改正は、日々の暮らしにどのような影響を及ぼすでしょうか。前回に引き続き、改正の注目点を解説します。

☆約款を用いた取引に関するルールが変わる！

企業などが不特定多数の顧客との取引を定型的に処理するため、あらかじめ作成した契約条項を「約款」といいます。保険、クレジットカード、携帯電話、電気・ガス、旅行などの契約などで多く用いられています。小さな字で書かれている上、長文で難しい用語が並んでいるため、全く読まずに契約してしまったことはありませんか？

約款を用いた取引においては、顧客はその詳細な内容を確認しないまま契約を締結することが通常ですので、たとえ不利な条項が含まれていても気づきません。それにもかかわらず、約款があるというだけで常に約款に拘束されてしまっていいのか、約款の条項に記載されていればどのような内容でも効力があるのかといった問題がありました。改正前の民法では約款を用いた取引に関する基本的なルールが何も定められていなかったため、改正民法では次のようなルールが定められました。

まず①顧客が約款にどのような条項が含まれているのか認識していなくても、当事者間で約款を契約の内容とする合意をしたときや、提携約款を契約内容とする旨をあらかじめ顧客に表示して取引を行ったときは、顧客は個別の条項について合意したものとみなされます。しかし他方で、信義則に反して顧客の利益を一方的に害する不当な条項はその効果が否定されることになりました。次に②企業などが約款を変更しようとする場合は、変更が顧客の一般の利益に適合する場合や、変更が契約の目的に反せず、かつ変更にかかる諸事情に照らして合理的な場合に限り認められ、顧客にとって利益にならない変更については、事前に周知することが必要になりました。

改正によって、約款を読み飛ばしても不利益を被ることは少なくなりそうです。

『ガーデンカフェ やっちゃんち』で法律相談を行っています！

昨年１０月から「地域交流サロン ガーデンカフェやっちゃんち」（昭和区八事本町）で月に１回、出張法律相談を始めました。予約は不要で、コーヒーなどを飲みながらご相談いただけます。１月、２月は法律の勉強会を兼ねた茶話会を開催する予定です。茶話会後に個別相談もできますので、お気軽にお越しください。（詳細は同封のチラシをお読み下さい。）

事件報告

交通事故に遭ってしまったら……

弁護士　安　井　一　大

最近担当した交通事故の事案を２件紹介いたします。

１　過失割合が激変した事例

愛知県警察の交通統計によれば、昨年１年間で愛知県内で、人身事故だけでも３万９０００件以上も発生しています。このように交通事故は、日々かなりの件数で発生するため、事故当事者の過失割合は、事故の客観的態様を類型化し、類型毎に設定された過失割合を基礎に考えます。

ある依頼者は当初、自己の加入する保険会社の担当者に示談交渉を任せていましたが、過失割合が依頼者：相手方＝７：３の類型として処理されていました。しかし、保険会社の担当者の聞き取りが不十分だったのか、依頼者の主張する事故態様と、保険会社の担当者の認識する事故態様とが全く異なるものでした。そこで、弁護士において依頼者の主張を基礎づける証拠を収集し、別の事故類型であるとして相手方保険会社の担当者と示談交渉をした結果、過失割合が依頼者：相手方＝２：８となりました。

２　過失割合が１から０になった事例（動いたら過失０はない？）

交通事故では、しばしば、自動車が動いていれば過失が０になることはない、などと主張されることがあります。しかし、そもそも過失の有無は動いているか否かのみから判断されるものではありません。過失とは、結果の予見可能性を基礎として、一定の行為による結果回避可能性があり、その行為につき結果回避義務を義務付けられるにもかかわらず、義務違反がある場合に認められるのです。

ある依頼者も、事故の態様が追突であるにもかかわらず、依頼者の自動車も動いていたからという理由で、依頼者：相手方＝１：９の過失割合を主張されていました。そこで、弁護士において相手方保険会社に対して過失の考え方を説明し、本件では依頼者に予見可能性や結果回避可能性がなく過失があるとの判断は有り得ないと主張したところ、過失割合がすんなり依頼者：相手方＝０：１０で合意できました。

３　まとめ

上述のとおり、交通事故は日常頻繁に発生しますが、実際の事件処理には専門的な知識理解がないと難しいものがあります。

保険に弁護士費用特約がついている場合は、弁護士費用の負担なく、弁護士に示談交渉等を依頼することができます。

交通事故に遭われた際は、一度弁護士にご相談ください。

第６回地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

日　時：１月２９日（火）午後１時３０分～午後８時（要予約）
場　所：名古屋市高齢者就業支援センター４階　第１研修室
　　名古屋市昭和区御器所通３丁目１２－１　御器所ステーションビル

つるま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会しますので、法律のことや税金のこともまとめて相談できます。お気軽におでかけください。

つるま法律倶楽部　新春・法律倶楽部世話人会のご案内

日時　１月８日（火）午後６時３０分～８時　法律事務所会議室

ミニ講座（世話人会では､毎回はじめ３０分間はタイムリーなミニ講座を行います。）は、本たより２，３頁掲載の「改正相続法」についてです。

終了後、新年会も予定してます。世話人以外の皆さんのご参加も大歓迎！

予 告（仮予約受付開始します）

法律倶楽部バスツアー　　日程　　５月２５日（土）～２７日（月）２泊３日

「世界遺産（富岡製糸場、日光東照宮）と温泉（水上、鬼怒川）めぐり」

詳細は１月下旬に当事務所ホームページ（tsuruma.net）でお知らせします。
ご希望の方は、郵送します

会員リンク

会員　　内山　早智子

「種から根っこと葉っぱ」１月１１日（金)、オープンします。 長い名前だなあ。何屋？と思ってくだされば（o^－^o）実は花屋です。地下鉄名城線矢場町駅からすぐ近くです。

さて、店の名前のこと。種は大事。種の意味は生物分類上の基本単位だったり、ものごとの始まりのもとのことだったり。そしてその種から根っこが出て葉っぱが出て大きくなってやがていつか花が咲くわけです。(中日ビル花甚 創業106年から屋号を改めました。)当たり前のことですが、当たり前のことを大事にする花屋になりたいのです。オーガニックフラワーやフェアトレード商品、オーガニックフラワーのお菓子なども取り入れています。もちろん、花束やフラワーアレンジのデザインはお任せください。全国にもまだまだ５０軒にも満たないオーガニックフラワーの生産者さん。

まだ店の花の全てがオーガニックには出来ませんが、作るひとと販売するひとの両方が笑顔になる、国内外の流通も大事と取り組んでいます。5坪ほどの小さな小さな店ですが、花を咲かしたい夢は果てしなく大きいです。そんな花屋がどんな花屋かいっぺん覗いてくださいね。

住所　　名古屋市中区栄５－１２－３２
栄サンライズ１階店舗・４階教室

電話　　０５２－２５１－０４７１

★法律事務所会議室をお借りして、毎月第１、３火曜日、夜７時～フラワーアレンジメント教室をやってます。生徒さん募集中です。

倶楽部世話人の岡　明美さんが昨年の１０月１８日にご逝去されました。

健康を回復されることをお祈りしていましたが、本当に辛いお別れとなってしまいました。長年に渡り、小野万里子法律事務所事務局として、退職された後も世話人として法律倶楽部の運営を支えてくださいました。感謝の念に堪えません。謹んで哀悼の意を表しご冥福をお祈りします。

法律倶楽部世話人一同

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ
～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

◎相談受付　平日 午前１０時～午後６時
第２土曜日（午前１０時～１２時）、第４土曜日（午後１時～３時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。
事前に必ず電話予約（受付時間　平日午前９時～午後６時）をお願いします。

◎電話相談　簡単で短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り３０分の無料相談が受けられます。

鶴舞総合法律事務所紹介カードができました

倶楽部会員のイラストレーター茶畑和也さんに作成をお願いしました。とても温かみのあるカードができました。

低山歩こう会

2018/12/02　錫杖岳にて

昨年は９月に釈迦岳、１２月に錫杖岳に登りました。両山ともに天候に恵まれ、トラブルもなく、参加者の皆さんからも満足したとの声が聴かれました。

今年に向けての要望には、泊りの企画も立ててほしいなどが出されました。今年も安全第一で、低山歩こう会を実施します。皆さんの参加をお待ちしています。

支え合う会 ♪ぴーぷる♪

★ 年金についての茶話会＆なんでも相談会

２月９日（土）午前１０時～１２時　　法律事務所会議室

詳細は同封の♪ぴーぷる便り♪をお読み下さい。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度（２０１８．６～２０１９．５）の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費３０００円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。

鶴舞総合法律事務所
〒466-0015　名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地
エスティプラザ御器所4F
TEL(052)852-1220/FAX(052)852-1227

年始の業務は
１月７日（月）からです。